

第 39 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 8 日（火）10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 津谷 典子
 - （委 員） 廣松 毅、白波瀬 佐和子
 - （専門委員） 濱 博文、望月 久美子
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
 - （事務局） 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 議事録

津谷部会長 おはようございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

定刻になりましたので、ただいまから第39回「人口・社会統計部会」を開催いたしたいと思ひます。

なお、大江専門委員は本日、所用により御欠席です。

それでは、まず本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願ひいたします。

金子調査官 それでは、お手元の議事次第の配布資料というところを御覧いただければと思ひます。

本日お配りしている資料といたしましては、資料 1「第38回人口・社会統計部会結果概要」。

資料 2「東日本大震災に係る設問の一部変更について」という 2 種類の資料でございます。

資料 1 につきましては、前回部会の結果概要ということで、内容は既にメールで御確認をいただいているところでございます。したがいまして、説明は割愛させていただきますが、資料 1 としてお配りしております。

資料 2 は、前回の第 2 回の部会において出されました調査事項の修正等に関する御意見に対する回答ということでお配りしているものでございます。

本日は前回に引き続きまして、個別論点の審議をお願ひすることになりますが、資料といたしましては本日お配りした資料以外に、第 1 回目の部会で配布いたしました資料 3 - 1「審査メモ」、資料 3 - 2「審査メモで示された論点に対する回答」、調査票の新旧対照表ということで資料 1 - 9 を用いる予定でございます。

お手元がない場合はお知らせいただければと存じます。

資料は以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。本日の部会では、まず前回の部会で調査事項の修正等に関する御意見等が出ましたが、それに対する回答について審議を行います。

次に、前回審議できなかった個別の調査事項の変更について審議を行うこととしております。個別の調査事項については本日で全ての内容について審議を終えたいと考えております。皆様方の効率的な審議への御協力、よろしく願いをいたします。

それでは、まず前回の部会において御意見のありました調査事項の修正等につきまして、審議を行いたいと思います。ここでは先ほど金子調査官からも御説明がりましたが、配布しております資料2を御覧いただければと思います。御意見は東日本大震災による転居。これは審査メモ5ページ、新旧対照表5ページの設問文「(イ)転居の理由は何ですか」についてです。では、総務省統計局から御説明をお願いします。

平澤課長補佐 おはようございます。統計局国勢統計課でございます。

まず、今、御指摘のあった点でございますが、お手元の資料2でございます。

東日本大震災による転居という設問で、転居した方については「転居の理由は何ですか」で問うているところでございますが、この質問について選択肢が2つありますけれども、この質問自体が単一の回答を求める設問であるという趣旨をより一層明確にするため、ワードとして「転居の理由は何ですか」を「転居の主な理由は何ですか」という形に変更しようと考えているところでございます。

なお、更なる趣旨の徹底を図るため、調査票と一緒に世帯に配布します「調査票の記入のしかた」においても、当該設問が単一の回答である旨を記載する予定で、この点については調査票の一部を変更した上で対応していこうと考えております。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして御意見や御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。「主な」を挿入するというところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見ないようですので、御了承いただいたものといたします。

次に、調査票甲と調査票乙における共通調査事項について、これは審査メモ10ページ「現住居について」の「14 台所の型」から審議に入りたいと思います。本事項につきましては先般の第2回目の部会におきまして、一度説明をお願いしておりますが、日も経っておりますし、年も変わりましたので、もう一度金子調査官から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

金子調査官 それでは、御説明させていただきます。

「現住居について」は7点ほど変更が計画されておりますが、1点目の「持ち家か借家などの別」の選択肢につきましては、前回部会で御審議いただいたところなので、2点目の「台所の型」から御説明をさせていただきます。

審査メモ10ページの下の部分でございますけれども、ここにおいては設問の名称として従来「台所 トイレ 浴室 洗面所」としていたものを「台所の型」に変更するとともに、選択肢につきまして「独立の台所」の後に(K)、また「食事室兼用」の後ろに(DK)、「食事室・居間兼用」の後に(LDK・LK)を追加するということであります。

更に従前の質問、水洗トイレ、洋式トイレ、浴室、洗面所にかかる設問については削除するものであります。これは新旧対照表11ページの部分であります。

また、選択肢の区分につきましては、先ほど申し上げたようなKとかDK、LDK・LKを補完的に併記するものでございまして、よりの確な記入の観点ということから適当と判断してござい

す。これに伴いまして設問の名称も「台所の型」に変更するということでもあります。

水洗トイレ、洋式トイレ、浴室、洗面所に係る設問、これらについては過去の調査結果で高普及率、大体9割程度。状況については審査メモ11ページの中ほどに保有率という形でお示ししておりますが、こういった形で非常に高い普及率が続いているということで、削除するということでもあります。

続きまして11ページの下段の3点目でございますけれども「自動火災感知設備（住宅用火災警報器等）」に関する設問を削除するということでもあります。これにつきましては総務省消防庁において、全国規模で自動火災感知設備の設置率に係る調査を行っているということ、また、新築住宅については全国一律で平成18年6月から火災警報器の設置が義務化され、また、既存住宅についても市町村条例により平成23年6月から順次設置が義務化されてきているということで、こういった観点から削除するというので、私どもとしては適当と考えているところであります。

審査メモ12ページに行っていたきまして4点目でございますが、省エネルギー設備等という部分でございますけれども、ここで設問文を少し簡略化するということでもあります。

設問文の（ア）については、従前は「太陽熱で水を温める温水機器等ありますか」というものでありましたけれども、ここを「太陽熱を利用した温水機器等ありますか」という形に、また（イ）についても従前は「集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器はありますか」というかなり細かい記載をしていたのですが、これを「太陽光を利用した発電機器はありますか」という形にそれぞれ簡略化するということでもあります。これは対照表12ページの下段の部分でございます。これにつきましては太陽熱温水器または太陽光発電ともに、その仕組みは、かなり広く浸透してきているということで、世帯にとってわかりやすいと思われる表現に変更するというので、これにつきましてもよりの確な記入という観点から適当と考えてございます。

5点目は設問文の見出しについて、従前「住宅の増改築 改修工事等」としていたものを、今回「平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」に変更するという。それから、これとともに設問文の表記につきまして、従前は例えば（ア）で「平成16年1月以降増改築や改修工事等をしましたか」というものの中の最初の「平成16年1月以降」という部分を削る。（1）もそういったことで時期に関する部分を削るということでもあります。

さらに選択肢の区分として、新たに「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を追加するということでもあります。これは新旧対照表14ページであります。このうち最初の設問文の表現の変更、時期に関する部分を削るということにつきましては、調査時点の推移に対応した設問に変更するというので、時期については平成21年1月以降ということを見出しに記載することによって、設問文からは時点表記を削除することでありまして、適当と考えております。

選択肢の区分については、東日本大震災による被災箇所の改修工事の有無を新たに把握しようということでありまして、これにつきましてもおおむね適当ではないかと考えているところではあります。ただ、住宅の工事となりますと改修とか補修、維持、修繕等、いろいろな用語が使われることもあるということで、報告者が調査票の記入に当たり改修工事の定義で混乱することがないように、少し丁寧な説明が必要ではないかと考えているところであります。

6点目、審査メモ13ページの下の方でございますけれども、これも設問文の見出しについて

従前「住宅の耐震診断の有無」という形から、今回まず設問文の見出しに「平成21年1月以降における」という時点の記述を追加する。さらに設問文のうち「耐震診断をしたことがある」を「耐震診断をした」。また「耐震診断をしたことがない」を「耐震診断をしていない」ということで、それぞれ変更するということでもあります。これは新旧対照表15ページの部分であります。このうち設問文の見出しの変更につきましては、前回の平成20年調査において、住宅の耐震診断の有無別の持ち家のストック数を把握したということから、今回調査では21年以降に調査時点を限定するというので、これに沿った形に変更したいということでもあります。

ただ、この部分について、私どもとしては時系列データの利活用の観点から、今回の調査においてもストック数を引き続き把握して、その推移を見る必要はないのかという点について、確認する必要があると考えているところであります。

7点目は審査メモ14ページでありますけれども、これも設問文の見出しを「住宅の耐震改修工事の有無」というものから、今回「平成21年1月以降における」と時点を入れた形に変更するということでもあります。これも今、申し上げました住宅の耐震診断のところと趣旨的には同じ変更でございます。前回調査でそういった耐震改修工事の有無別の持ち家ストック数を把握したということ、今回の調査対象を21年以降に限定することによるものであります。やはりそういったストック数の推移を見る上から引き続き把握する必要はないのかという点を、確認する必要があるのではないかと考えているところであります。

この部分の説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

平澤課長補佐 それでは、お手元の資料3-2に基づきまして御説明したいと思います。

3ページの中ほどのところでございます。質問18「平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」でございます。

改修工事というワードにつきましては、定義上混乱するのではないかとということで、調査票の所定の場所に可能な限り記載をすることがよろしいのではないかと指摘がございました。確かに改修工事というワードは、丁寧な解説が必要だと考えておりますが、この点につきましては、調査票のスペースの関係もございまして、調査票と一緒に世帯に配布する書類であります「調査票の記入のしかた」で、解説を充実させることで対応したいと考えているところでございます。

御指摘の復旧工事あるいは補修工事といったこともありますが、概念としては改修工事に含まれるといったことと考えておりますので、このあたりも解説書の中に記載したいと考えております。

続きまして、「平成21年1月以降における住宅の耐震診断の有無」でございます。前回同様、ストック数を調査したらどうかという御指摘がありましたけれども、資料4ページの回答にありますとおり、この調査事項については、平成20年の調査で新たな住宅政策の指標等に使用する新規調査事項であったため、前回調査においてはストック数を把握していたところでございます。もともと持ち家に関する調査事項に関しては、特に中古住宅あるいは中古マンション等を購入した世帯の場合、当該世帯の入居以前に耐震診断が行われたか否かといったところは、その世帯では正確に把握することが非常に難しいということでございまして、この調査事項の1つ前の調査事項であります「平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」と同様に、報

告者の負担、正確な回答を得るといった観点から、過去5年における実施の有無を把握したほうがよいのではないかと考えているところでございます。

これは統計局で開催した有識者に参画していただいた研究会の中でも検討してまいりまして、その研究会における審議においてもストック数を把握すべきという意見は特にございませんでした。

ストック数を把握するということですと、耐震診断をいつ実施したのかというのがわからないといったことでもございますし、耐震診断の需要を計るといった観点から、直近5年における耐震診断の有無を調べるほうが必要性としては高いのではないかとということで、期間を限定した上で調査することとしております。

問20の「平成21年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無」につきましても、耐震診断と同じ考えに基づきまして、直近5年における実施状況を把握することとしてございます。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず「現住居について」の「14 台所の型」について審議を行いたいと思います。ここでは3点の変更が示されております。

1点目は3点目の変更のトイレ、浴室及び洗面所の調査事項を削除することに対応して、設問の名称を変更するものでございます。

2点目は独立の台所の選択肢に、世帯にとって一般的に定着しているKとかDK、LDK・LKといったような頭文字を補完的に併記するように変更をすること。

3点目は水洗トイレなどの設問。これもおよそ9割の保有率が出ているということから、これらの一連の設問を削除することであります。

これらにつきまして御意見、御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。では、この件につきましては特に御意見ないようですので、御了承をいただいたものとさせていただきます。

次に自動火災感知設備（住宅用火災警報器等）の設問を削除することとさせていただきます。これは新旧対照表の11ページです。これにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。廣松委員、よろしいでしょうか。

廣松委員 はい、特に意見はありません。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましても特に御意見ないようですので、御了承をいただいたものといたします。

次に「省エネルギー設備等」についてでございます。これは新旧対照表12ページでございます。ここでは設問に関して2点の変更がございます。

1点目は「（ア）太陽熱で水を温める温水機器等がありますか」とされておりました設問を「太陽熱を利用した温水機器等がありますか」に変更をする。

2点目は「（イ）集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器がありますか」とされていた設問を「太陽光を利用した発電機器がありますか」にそれぞれ変更することとさせていただきます。

これらについて御意見、御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。簡略化してわかりやすくしたということとさせていただきます。では、よろしいでしょうか。それでは、この件につきましても特に御意見ないようですので、御了承をいただいたものといたしたいと思います。

次に「住宅の増改築 改修工事等」についてです。ここでも2点の変更がございます。

1点目は設問について以前「(ア)平成16年1月以降増改築や改修工事等をしましたか」となっておりましたものを、単に「住宅の増改築や改修工事等をしましたか」に変更し、「(イ)平成16年1月以降高齢者等のための設備の工事等をしましたか」を時間のフレームを取りまして「高齢者等のための設備の工事等をしましたか」にそれぞれ変更をするということでございます。

この時間のフレームは設問の中に既に平成21年以降が入っていたので、設問の中にあつた前回のものを取ってしまうということでございます。

2点目は、選択肢区分に「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を新規に追加することでございます。この本調査事項の変更については先ほど金子調査官にも御説明いただきましたが、統計審査官室から問題提起がなされております。この点も踏まえまして御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

廣松委員 確認ですが、アのところで私は時点を上に上げるということは、それはそれでいいと思うのですけれども、東日本大震災による被災箇所の改修について、具体的に例えば間取りの変更、台所、トイレ、浴室を行ったというように、両方つけるという意味ですか。

津谷部会長 統計局、お願いします。

平澤課長補佐 そうです。こちらはマルチマークということで、当てはまるもの全てに記入することになっておりますので、例えば東日本大震災によって天井、壁等を改修工事した場合、天井・壁・床等の改修工事と、東日本大震災による改修工事をしたという2つにマークをつけるということとしております。

廣松委員 わかりました。

津谷部会長 よろしいでしょうか。

望月専門委員、どうぞ。

望月専門委員 内容がわからないのでお聞きしたいのですが、この増改築、耐震も基本的には持ち家対象ですね。増改築改修工事といったときに、マンションの場合は専有部分だけの話になりますか。

平澤課長補佐 住宅に対する改修工事ということですので、そうなります。

望月専門委員 外壁修繕とか、そういうことはないということですね。

平澤課長補佐 はい。

望月専門委員 今後賃貸住宅に対してのリノベーションとかいろいろ増えてくると思うのですけれども、その辺の検討をしていかなければいけないという議論は出ませんでしたか。

平澤課長補佐 この事項につきましては、統計局の研究会の中でも持ち家に限らず借家についても調査してはという意見を受け、議論になりましたけれども、やはり借家に住まわれている場合、入居退去の動きが持ち家に比べ多くみられるということで、回答の範囲を過去5年間で限定したとしても、実際に2年前に入居した場合、更にそこから過去3年間に改修工事をしたかどうかは、その世帯では把握できないといったところもございますので、より正確な回答を求めるといった観点から、従来どおり持ち家に限定したということでございます。

望月専門委員 とりあえずそういうことを考えると、全く別なことを考えないといけないということですね。

平澤課長補佐 そうですね、難しいと思います。

望月専門委員 わかりました。

津谷部会長 このほか黄色い帯がついた部分ですが、持ち家に居住している世帯のみ記入してくださいというふうになっているかと思えます。よろしいでしょうか。それでは、この件についても御了承いただいたものとさせていただきます。

では、次に「住宅の耐震診断の有無」についてでございます。新旧対照表14ページです。本調査事項では、前回調査ではストック数を把握していたものを、今回の調査では平成21年1月以降に把握時点を限定するとともに、設問を「耐震診断をしたことがある」を「耐震診断をした」に、そして「耐震診断をしたことはない」を「耐震診断をしていない」にそれぞれ変更することでございます。ここでは統計審査官室から先ほど選択肢区分の用語について、またこのストックを把握しなくて良いのかということについて問題提起がなされまして、それに対して統計局からお答えがあったものでございます。

その点も踏まえて御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

望月専門委員 これも質問なのですけれども、中古マンションについては診断をしているか、していないかということは、わからないことがあると思うのです。これはしょうがない。だから「わからない」という回答肢はないのですね。

平澤課長補佐 そうですね。「わからない」を設けてしまいますと、選択肢としてそちらに回答が流れてしまうということも考えなければならぬので難しいと思います。

望月専門委員 そうすると、わからない人の無回答はあり得ないのですか。

平澤課長補佐 基本的にあり得ないです。

望月専門委員 そうすると、どこへつけるのでしょうか。「していない」につけるのでしょうか。

平澤課長補佐 調べていただいて、回答していただくというのがルールになってくるかと思えます。

望月専門委員 でもそれは建前ですね。現実でそこまで対象の方がして答えられるかという問題があって、それは諦めている部分がありますね。調べてもわからない、調べようとしない、わからない、その場合はノーアンサーになるか、していないになるか。その辺はトライアルしていらっしゃると思うのですが、発生率はどんな感じですか。

平澤課長補佐 確かに一部記入していないで提出される方もいらっしゃるかと思いますが、その場合、集計上は耐震診断をしていないということに格付けした上で処理します。

望月専門委員 安全サイドに置いていくということですね。やはりあえて「わからない」はつけないほうが良いということですね。

平澤課長補佐 そうですね。

望月専門委員 わかりました。

津谷部会長 何か御意見ございますか。白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 今の委員の御意見は、ごもっともだと思えるのですけれども、その一方で、その対象者が「したか」「しないか」という問いなので「わからない」という選択肢はおそくないと思います。ストックを聞かないのかという御質問について、ストックの意味が私には十分理解できているかは疑わしいのですが、以前の問いについてもわかっている範囲でしか答えていないので、実質的には余り大きなブレはなく、そういう意味では期間をきちんと出していたほうが、答えるほうとしては答えやすいのではないかと思いました。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

今回は時間の限定をしたということですので、それに伴って文言を修正したということかと思えます。選択肢の数をふやしてしまうことについては非常に慎重にならないといけないと思えます。回答が「わからない」に流れるだけではなく、時系列の継続性も考える必要があります。選択肢をふやすと、設問の意味が変わってしまいますし、回答者御本人がいい加減かどうかということは別にして、回答者がわかっている範囲内でしか答えられないわけですので、先ほどの白波瀬委員の御指摘のように「わからない」ことは恐らくあり得ないのではないかと私も思います。

いかがでございましょうか。時間の限定をして、それに従って文言を変更した。ですので、今までしたことがあるかどうかというストックに関する情報を前回調査では把握したということですが、今回のこの変更にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この件についても御了承をいただいたものとさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次に「住宅の耐震改修工事の有無」についてでございます。これは新旧対照表15ページです。これも先ほどの調査事項の変更と同様に、前回調査ではストック数を把握していたものを、平成21年1月以降に把握時点を限定したいという変更でございます。ここについても統計審査官室から引き続きストック数が必要ではないかという問題提起があり、それに対して統計局から御回答がありました。それらを踏まえまして御意見、御質問のある方がいらっしゃいましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。これも同じ趣旨かと思えます。それでは、この件につきましても御了承をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

次に審査メモ14ページの「現住居の敷地について」以降の審議に入りたいと思えます。調査票乙の調査事項まで、審査メモ14～19ページでございます。これにつきまして総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 それでは、御説明をさせていただきます。

まず「現住居の敷地について」でございます。この部分では2点の変更が計画されております。

1点目は「所有地か 借地かなどの別」というところで、選択肢の区分のうち従前「一戸建・長屋建」といったものの後ろに「(テラスハウスを含む)」を追加する。また、従前の「その他(共同住宅など)」の括弧の中を「アパートなど」にそれぞれ変更するものであります。これは対照表の17ページの部分であります。このうち、まず最初の「(テラスハウスを含む)」を追加する部分については、基本的には前回の部会で前住居の部分で御説明いたしましたものと同様の理由であります。国勢調査でもこういった形で直しているということでもあります。

また、その他の「(共同住宅など)」を「(アパートなど)」に変更することについては、都道府県から持ち家の共同住宅に居住する世帯が誤記入をする事例があったとの意見があり、そういった意見を踏まえた変更ということで、よりの確な記入の観点から適当と考えているところであります。

審査メモ15ページ、2点目は新規調査事項として調査票甲に「現住居以外の土地」という事項を追加する。すなわち、現住居以外の土地の所有の有無及び所有している土地の種類に関する事項を追加するものであります。これは対照表の19ページの部分であります。

これについては、まず現住居以外の土地に係る面積については、従前は調査票乙で把握して

いたわけですが、平成20年の前回調査の結果において、世帯が所有する現住居の敷地以外の土地の面積が15年から20年にかけて10%以上大幅に減少している。この関係の具体的な数字については15ページの下の参考の表に記載しておりますが、そういったことで過小推計の可能性があったのではないかとといった指摘もあり、調査票甲において新たに該当する土地の所有の有無等を把握しまして、調査票乙において把握する現住居以外の土地の面積の推計を行う際のベンチマークとして活用するためのものということであります。これは基本的におおむね適当と判断しております。

ただし、これについては、後の27の「現住居以外の土地」における論点とあわせて少し検討が必要ではないかというところもございます。これはまた27で御説明をいたします。

審査メモ16ページに行きまして、今度は調査票乙の調査事項であります。この部分では基本的に7点の変更が計画されているところであります。

1点目は「現住居について」の「11 名義人」の選択肢区分のうち「住居又は生計をともにしていない配偶者・親など」と「その他の世帯の世帯員又は法人など」の2つの区分を「その他」に統合するものであります。これは新旧対照表の21ページの部分であります。

これにつきましては他の世帯が名義人である場合に、選択肢区分がわかりにくい。また、その結果、利用上もその他の世帯に係る割合は低いということで、この2つの選択肢を統合しても支障はないのではないかと判断から統合をするということで、私どもとしては適当と考えているところであります。

2点目は、現住居以外の土地に調査対象範囲を従来の所有する全区画等を把握する方法から、宅地などは3区画、農地・山林については2市区町村まで把握する方法に変更する。また、これに伴い、設問の見出し、従前「この住居以外の土地」であったものを「現住居以外の土地」という形に表現を変更するとともに、選択肢について従前「宅地など(農地・山林以外の土地)のみ」といったものを、今回「宅地など 所有総数(区画ごと) 区画」とか、または「農地・山林のみ」を「農地山林 所有総数(市区町村ごと) 市区町村」という形でそれぞれ変更し、従前の宅地など農地・山林の両方といった区分を削除するというところであります。

これらは新旧対照表の22ページの部分でありますけれども、まずこのうち見出しの変更につきましては、基本的に現住居への入居時期と同様の変更であります。一方、調査対象範囲及び選択肢の変更については先ほど少し御説明しました調査票甲の「24 現住居以外の土地」に関連するものでありまして、まず前回の調査結果の記入状況を分析した結果、面積の多い順に宅地などは3区画、農地・山林については2市区町村まで把握することで、ほぼ100%近い面積が把握できるようなことを踏まえて変更する。これによりまして報告者や調査員の負担が軽減されるということであります。

これらについてはおおむね適当と判断しているところでありますけれども、ただ、実際に審査メモ17ページの真ん中あたりに表という形で示してございますが、その状況を見ますと宅地などは2区画までそもそも97%、農地・山林であれば1市区町村までで99%程度カバーできるということで、もう少し把握する区画数を減らす余地もあるのではないかと考えているところであります。

また、本事項について従前、少数の区画分しか記載していなかったという場合、今回の区画数等の削減がどれだけ実効性を有するのかというところでやや不透明な面もあるということで、この効果、実効性についても確認が必要ではないかと考えているところであります。

3点目は17ページの下の部分「31 土地の取得方法」の選択肢についてであります。従前の2つの区分、まず1つは「土地再生機構（旧公団・公社などから購入）」、もう一つ「会社などの法人からの購入」この2つの区分を「会社・URなどの法人から購入」という区分に統合するということでもあります。これは対照表の23ページ下段の部分であります。

これにつきましては審査メモ18ページの上のほうに表を示してございますけれども、都市再生機構とか公社からの購入というものの割合というものは、非常に低い。また、結果利用上も相対的にそういったものの重要性が低いと考えられるということで、選択肢区分を1区分に統合するということでもあります。これについては私どもとしても適当ではないかと考えているところでもあります。

審査メモ18ページの4点目「32 土地の取得時期」の選択肢でございますけれども、これは審査メモ18ページの枠書きで細かくずっと書いてありますが、従前13区分ございましたものを7区分に変更するということでもあります。これは対照表の24ページの上段の部分であります。

これにつきましては結果利用上、そもそも13区分という詳細な形で把握する必要性が低下していると考えられるということで7区分に統合をするというもので、おおむね適当ではないかと考えているところではありますが、ただ、ほかの設問との選択肢、例えば調査票甲の23、調査票乙での25において、具体的に言うと例えば現住居の入居時期とか、建築の時期、現住居の敷地に係る取得時期、こういうところでの選択肢区分は14区分になっていることもありまして、本選択肢のみ7区分にすることは、結果分析の上で問題はないのかどうかというところが少し検討が必要ではないかと考えているところでもあります。

審査メモ19ページ、5点目「34 建物の所有者」については削除するということでもあります。これは世帯が現住居以外に所有する土地に建っている建物の所有者に関する調査事項を削除するということでもあります。新旧対照表24ページの下部分であります。

これについては過去3回の調査結果を見ますと、19ページに表の形で示してございますけれども、現住居以外に所有する土地に建っている建物の所有者は「あなたの世帯の世帯員」が約8割ということで、この比率は時系列的にほぼ一定、大きな変化がないということで削除してもよいのではないかとということで、私どもとしてもやむを得ないのではないかと考えているところでもあります。

6点目は「35 土地の主たる使用者」の選択肢についてであります。その中に「使用者はいない」という区分を新たに追加するものであります。これは25ページの上段の部分であります。これにつきましては使用者のいない施設等の実態を把握して、未使用地を含めて土地・建物の有効活用に係る政策の基礎資料とするという観点から新規に追加するということでありまして、私どもとしては適当と考えております。

7点目は「現住居の敷地以外に所有する農地・山林」の「36 面積の合計」。ここの選択肢の回答単位についてであります。従前は回答単位として「平方メートル(又は坪、反)」で記載しておりましたが、これを後ろの括弧書きを削除して「平方メートル」という形に変更するものであります。これは対照表の26ページの部分であります。これについては調査票の設計上、平方メートル単位の記載に統一をするということでありまして、「調査票の記入のしかた」に面積換算表を掲載することによりまして、坪とか反で農地・山林面積を把握している報告者にも対応するような形にしたいということで、適当と考えているところでもあります。

この部分の説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

平澤課長補佐 それでは、調査票乙の調査事項「27 現住居以外の土地」についてです。審査メモ16ページに相当するところで、調査票甲の問24にも関係するところではあるのですが、把握する区画数のさらなる削減を図る余地があるのではないかとといった御指摘があったと思います。

もう一点、今回、新たに区画数を調査した上で所有面積の多い土地から順に、宅地であれば上位3つ、農地・山林であれば2市区町村分の記入をするというやり方に変えたことについて、従前から世帯が意図して少数の区画しか記載していないのであれば、全体推計に活用する有効性が薄れる可能性があるのではないかとといった御指摘があったかと思えます。

それについての回答でございますが、資料3-2の5ページの回答(1)でございます。もともと調査票乙の負担感につきましては、平成15年調査における答申においてもロングフォーム調査票による調査については調査内容が多く、調査客体への負担が大きいといったことが指摘されているところでございます。それから、前回20年の調査において面積の過小推計の可能性が認められたといったことから、今回の調査において調査票乙の調査事項等の整理が必須の課題であるということと考へまして、記入者負担の軽減策を検討して、記入区画数の削減を図ることとしたところでございます。

その結果、全国的には、宅地などは2区画目、農地・山林については1市区町村目のみを記入すれば100%近くのカバー率となるところでございますが、これを都道府県別の所有状況で見ますと、現住居以外の土地の所有率が高い一部の都道府県においては、カバー率が最大10ポイント以上全体より低下し、約80%ぐらいのカバー率にしかないといったところでもございましたので、これをカバーするためには、現在案の区画数、つまり宅地については3区画、農地・山林については2市町村目までをカバーするという必要があったことで、このような設計となっております。

2つ目の御指摘でございますが、所有している土地の総区画数を新たに把握するというところで、全体の推計が可能になると考えております。過小記入のみならず、全く記入されていないといった調査票も中にはあったかと思えますが、その調査票については今回、調査票甲において現住居以外の土地の所有状況を把握するというところで、前回以上に有効な推計結果を得ることが可能となると考えているところでございます。

さらに調査事項、選択肢区分についても可能な限り圧縮するというところで、報告者の負担あるいは忌避感といったものの軽減を図ってございますので、現状の枠組みにおける最善策なのではないかと考えてございます。

このように調査票の設計を変えまして、平成20年調査では調査票が8面までだったところ、今回25年調査では7面までに抑制しているところでございまして、世帯の記入者の負担、忌避感を大幅に減少させているのではないかと思います。

続きまして質問32「土地の取得時期」でございますが、今回7区分の把握に変更を考えておりますが、それで十分なのかという御指摘があったかと思えます。この点につきましては、土地統計作成部門の国土交通省とも十分協議をしてきた上で結論づけたものでございます。今回は報告者の記入者負担の軽減を図る必要があることから、この調査事項についても選択肢区分

を7区分に短くしてございます。

取得した土地について、詳細な時点についての結果の有用性が低くなるといった話もございました。結果利用の観点からも施策の立案者である国土交通省、主要結果ユーザー等を構成員とした住宅・土地統計調査の研究会の審議を経て、このような案ができたところでございます。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは「21 所有地か 借地かなどの別」について審議を行いたいと思います。従前の選択肢について「一戸建・長屋建」の後に「(テラスハウスを含む)」を入れて変更をする。そして「その他(共同住宅など)」となっていたものを「(アパートなど)」にそれぞれ変更することとございます。これらの変更につきまして御意見、御質問のある方どうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、この件について特に御意見ないようですので、御了承いただいたものといたします。

次に「24 現住居以外の土地」についてでございます。審査メモ15ページ、新旧対照表19ページでございます。調査票甲に(ア)現住居以外の土地の有無、(イ)土地の種類についての調査事項を新規に追加するものでございます。これらについて御意見、御質問のある方はどうぞお願いをいたします。廣松委員、どうぞ。

廣松委員 土地に関する部分、特に現住居以外の土地に関しては、この調査が住宅統計調査から住宅・土地統計調査になったときに新しく加わった項目です。この調査事項は、今までは甲にはなくて、乙のほうのに入っていたわけですが、現在いろんな意味で土地政策の大きな転換点を向えていて、詳しくとれるものならばとっていただきたいと思います。少なくとも甲調査の に関しては、ここに入れる意味はあると思います。

津谷部会長 一部を甲に持ってきた、全て以前は乙に入っていたのですけれども、と云うこととございますが、甲につきましては新規となります。よろしいでしょうか。

望月専門委員 ちなみにお伺いするのですけれども、現住居以外の土地を持っているという世帯は全体の中で何%ぐらいなのですか。

平澤課長補佐 20%少しです。

望月専門委員 20%少し意外に持っているということですね。わかりました。

津谷部会長 この新規の設問の追加についてはよろしいでしょうか。それでは、御了承をいただいたものといたしたいと思います。ありがとうございます。

次に調査票乙の調査事項に係る審議、審査メモ16ページの「11 名義人」についてでございます。「住居又は生計をともにしていない配偶者・親など」と「その他の世帯の世帯員又は法人など」の区分を1つの「その他」に統合をするということとございます。これは審査メモの16ページ、新旧対照表20ページでございます。これにつきまして御意見、御質問のある方、お願いいたします。非常に長くなっていたものを「その他」と1つにしてしまうということとございます。よろしいでしょうか。それでは、この件につきましても特に御意見ないようですので、御了承いただいたものといたしたいと思います。

では、次に「27 現住居以外の土地」についてです。審査メモ16ページ、新旧対照表22ページでございます。住居以外の土地について所有する全区画等を把握する方法から、まず宅地などについては面積の大きい区画から順に3区画まで。農地・山林については所在する市区町村ごとにまとめて所有面積の大きい順に2市区町村分までのみを把握することに変更するもので

ございます。

ここでは統計審査官室から把握する区画数等について問題提起がなされておりまして、それに対するお答えが総務省統計局からもあったものでございます。これらの点を踏まえまして御意見、御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。

廣松委員 これは専門委員の方に伺ったほうが良いのですけれども、ここで言っている区画というものは、明確な概念ということでよろしいのでしょうか。

津谷部会長 2区画と3区画と、先ほどから区画自体、明確なものであるのかどうかということでございますが、濱専門委員、いかがでございましょうか。

濱専門委員 一般論としては1区画で何筆の土地という表現をよく使いますから、いわゆる権利上の何筆ということではなくて、1区画であれば一まとまりの土地という概念でよろしいのではないかと思うのです。

廣松委員 これを、何筆という「筆」というところまで細かくする必要はないですか。

濱専門委員 一般的には使いません。いわゆる権利の譲渡以外では使いませんし、区画ということであれば一まとまりの土地という認識でよろしいと思います。

廣松委員 わかりました。

津谷部会長 ありがとうございます。廣松委員、よろしいでしょうか。

廣松委員 はい。

津谷部会長 その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。では、この件につきましてこれで御了承いただいたものとさせていただきますとよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。では、御了承いただいたものといたします。

次に「31 土地の取得方法」についてでございます。これは審査メモ17ページ、新旧対照表23ページでございます。選択肢の「都市再生機構(旧公団)・公社などから購入」と「会社などの法人から購入」の2つの区分を「会社・URなどの法人から購入」と1つに統合するものでございます。これにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞお願いをいたします。よろしいでしょうか。非常に少ない選択肢もあるので1つにしたということかと思えます。それでは、この件についても御了承をいただいたものとさせていただきますとよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、次に「32 土地の取得時期」についてでございます。ここでは選択肢の区分について、従前13区分あったものを7区分に統合するというものでございます。この調査事項の変更については統計審査官室から先ほども問題提起がなされ、それに対し総務省統計局からの御回答があったところでございます。その点も踏まえまして御意見、御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。廣松委員、どうぞ。

廣松委員 これで良いと思うのですが、逆に言うと現住居の敷地に関して、ここまで細かくする必要があるのか。現住居と現住居以外の土地に関して取得時期を区別する特別な理由があるのかどうか、と思ったのですが。

津谷部会長 現住居以外で統合したのに現住居の土地についてはまだ詳しいままなので、差が出ているのだけれども、これで良いのですかというお尋ねかと思えます。言い換えれば、現住居の土地についてこんなに詳しく情報をとる必要はあるのですかという御質問ですが、いか

がでございますか。

平澤課長補佐 現住居の敷地の取得時期についてですが、住宅・土地統計調査は、主は住宅に対する調査でございます。住宅の建築時期あるいは入居時期とあわせまして、その住宅の敷地の部分というものは、ある意味一体というところもございますので、住宅の建築時期あるいは入居時期と合わせた年次区分としてございます。

津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 私はやはりバランスが悪いような気がしたのです。どちらかと言うと細かくとっても良いかなと。このパターンを見ますと過去5年については、いつやったかというものは、細かくわかって、あとは2年、4年という形になっていて、最初が2年になって、次が9年というのは、バランスが悪いと思います。そこで、この区画のまとめ方とした、何か理由があるのでしょうか。

津谷部会長 統計局、お願いいたします。

平澤課長補佐 まず区分の細分化につきましては、調査票の乙自体、記入者にとって非常に負担が高いといったことから、調査事項のみならず選択肢区分についても、その必要性等を踏まえながらなるべく省力化していこうということで、このような形になったところでございます。

年次の区分等につきましては、実際に政策を担当しています国土交通省の土地部局の方とも十分検討を行ってきた上で、現行案のこの区分となっているところでございます。

津谷部会長 廣松委員、もしまた御意見ございましたら。

廣松委員 確かに乙に関しては、負担感が大変大きいという事情は十分理解しているつもりですが、私も可能であればこの部分は現住居と同じような形の選択肢が良いのではないかと思います。ただ、政策的な意味で必ずしも現住居以外に関して、それほど細かくとる必要はないというのであれば、そこは一種の折衷案というか、それでもいいかなと思います。

津谷部会長 そのほか御意見ございませんでしょうか。現住居の敷地については詳細にとられて、最近については特に1年ごとになっているのだけけれども、現住居以外について統合をするということで、前と同じで良いのではないかという御意見がございしますが、政策的な必要性及び回答者の負担軽減という観点から、政策的にどういふふうな見地から統合をなさろうというのでしょうか。もし差し支えなければご説明頂けますか。

平澤課長補佐 その点についてはこの場では明確な具体的政策的ニーズに係る答えはないのですけれども、直近3年についての取得の状況と、それ以前については10年単位という区切りで設計してございまして、政策的なニーズについては、もし必要であれば調べた上でお返事したいと思います。

津谷部会長 確かに回答者の負担軽減という意味では選択肢が少ないほうがよいのではないかとこともあるのですが、現住居の敷地については細かく聞いていることもありますので、政策的な見地からの理由その他ありましたら、もしよろしければですけども、ご意見・ご質問も出ましたので、次回の最後部会で簡単にその旨を御説明いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それをもちまして、これについては審議をさせていただくことでお願いをしたいと思います。

次に「34 建物の所有者」についてでございます。これは本設問について削除をするものです。審査メモ19ページ、新旧対照表の24ページでございます。これについて御意見、御質問の

ある方、どうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。これは削除をしたいということでございます。では、この件につきまして特に御意見ないようですので、御了承をいただいたものとさせていただきます。

次に「土地の主たる使用者」についてでございます。審査メモ19ページ、新旧対照表25ページでございます。ここに「使用者はいない」という選択肢を新たに追加するものでございます。これについて御意見、御質問のある方どうぞお願いをいたします。廣松委員、どうぞ。

廣松委員 使用者がいないということは、具体的には空き地になっているとか、更地になっているというか、そういうことなのでしょうか。

津谷部会長 統計局、お願いいたします。

平澤課長補佐 空き地、原野といったものについて、上の質問の土地の利用現況ということで「利用していない」に該当しますので、こちらの設問にはおりてこないのですけれども、例えば空き家とか、アパート等は建っているのだが、全て空き家になって運用されていないといった場合、こちらの「使用者はいない」に選択されるところでございます。

津谷部会長 望月専門委員、いかがですか。

望月専門委員 初めてこれはヒットだなと思う回答肢だと思いました。まさに一番問題になってくるところだと思うので、これは良いと思います。

津谷部会長 土地の利用はされているけれども、使用者がいらない。利用していないということで、そこで空地や原野は止まってしまうわけですね。その後なのですが、主に建物の敷地として利用している、もしくは主に建物の敷地以外に利用しているというところが下におりてくるわけですが、そこで使用者はいないとなった場合ですが、先ほどの廣松委員の御質問に対するお答えをもう一度お聞かせ願えますでしょうか。

平澤課長補佐 土地は利用していないけれども、例えばアパート等が建っているといった場合、主に建物の敷地として利用という形で33番を回答すると思うのですが、その際に、アパートは建っているが、誰も住んでいない、そのまま放置されているといったような場合は、実際にその使用者はいないということになりますので、そういった場合は、「使用者はいない」という選択肢をマークする形になります。

津谷部会長 わかりました。ですので建物が建っている。ただ、そこに住んでいる人がいない、使用している人がいないというのをここで拾うという御趣旨かと思えます。よろしいでしょうか。白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 使用者と言われて別の状況を想像してしまったのですけれども、これは別に「利用者」ではなくて「使用者」という言葉をずっとこれまでお使いになっていると理解してよろしいのですね。

平澤課長補佐 そうですね。前回も同様でございます。

白波瀬委員 わかりました。

津谷部会長 よろしいでしょうか。それでは、この件についても御了承をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

次に「36 面積の合計」についてでございます。審査メモ19ページ、新旧対照表26ページでございます。選択肢区分の従前の回答単位について、今までは何坪とかついていたものを、平方メートルに統一するという変更でございます。これについて御意見、御質問のある方はどうぞお願いをいたします。括弧書きで「又は 坪、 反」となっていた部分を取ってしまう。

ただし、報告者が混乱することのないように換算表を手引きに掲載をすることで補完していくということでございます。この件についてよろしいでしょうか。特に御意見ないようですので、御了承をいただいたものとさせていただきますと思います。

それでは、次に審査メモ20ページからの建物調査票の調査事項の審議に入りたいと思います。建物調査票の調査事項について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 御説明いたします。

建物調査票の調査事項につきましては、2点の変更が計画されているところであります。

まず1点目は「(8)建物内総住宅数」を従前、調査対象名簿という中で把握していたのですが、今回これを建物調査票の調査事項に追加するという形で移すということでありまして、対照表28ページの部分でございます。

そもそもこの事項は、建物内の調査対象住宅数とあわせて計算することによりまして、1棟当たりの住宅数とか、一戸建の建築面積と敷地面積等の集計といったものに使っているという調査事項であることから調査対象名簿ではなくて、建物調査票の中の調査事項として移すということでありまして。

ただ、おおむね適当とは思うのですが、この建物内総住宅数を調査対象名簿に記入せずに、建物調査票に記入するというやり方に変更するということで、実査業務の中で紛れとか混乱といったものが生じるおそれはないのかといった点について、確認が必要ではないかと考えております。

2点目は「(10)オートロックの別」と「(11)高齢者対応型住宅の別」という設問の順番を入れかえるということでありまして。これは対照表29ページであります。前回の調査では防犯関係の調査事項である「(8)エレベータの有無」「(10)オートロックの別」の間に旧「(9)高齢者対応型住宅の別」があったということで、防犯関係の調査事項の後に高齢者対応型住宅に関する設問とすることによりまして、調査員が建物調査票を記入するに当たって理解しやすい並びになるのではないかとということで変更をするということでありまして、私どもとしては適当ではないかと考えているところであります。

この関係では以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

平澤課長補佐 建物調査票についてでございます。

「建物内総住宅数」についてでございますが、実務において紛れが生じるおそれがあるのではないかと御指摘があったかと思っております。この点につきましては、従来から世帯ではなく、調査員が把握していた事項でもございますので、紛れが生じるとは考えていないところでございます。

2点目の建物調査票に移行することによって、調査の効率化がどの程度図れるのかといった御指摘があったかと思っておりますが、こちらにつきましては資料3-2に別紙1がございますので、こちらの資料に基づいて簡単に説明させていただきたいと思っております。

「建物内総住宅数」でございますが、これは住宅の建て方が長屋建または共同住宅の場合に限って、建物内の住宅数を調査員が把握するところでございます。これは、従来は調査対象名簿に記入していたもので、下の図の左側のところでございますが、調査対象名簿(調査用)の建物番号の数字を、紙面の右側の棟内総住宅数の建物番号というOCRで読み取る欄に転記をした

上で、その建物番号に該当する建物の総住宅数をさらに右の欄に記入することとしておりました。

これを今回、建物調査票に移したところでございますが、もともと建物調査票自体は、調査員が建物番号を記入する調査票となっておりますので、建物調査票では、この棟内の総住宅数のみを記入すればよいこととなりますので、建物番号を転記する手間が省けるといった面の効率化が1つございます。

あとは、従来は調査対象名簿にて、建物番号と住宅番号を参照しながら長屋建か共同住宅かというのを選別しなければいけなかったのですが、選別に際しましては調査対象名簿だけでは建て方がわからないために、単位区設定図あるいは建物調査票を別途参照することが必要になっていました。今回、建物調査票に移したことで、住宅の建て方の欄が建物調査票にはございますので、この建て方欄が長屋建あるいは共同住宅のもののみについて、棟内総住宅数を記入すればよいということとなり、記入の必要がある住宅の選別の手間が省けるといったことで効率化が図られると考えてございます。

建物調査票については以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

では、建物内総住宅数について審議を行いたいと思います。審査メモ20ページ、新旧対照表28ページでございます。ここでは今まで調査員が調査の事前準備において作成をしていた調査対象名簿に記入することにより把握をしていた建物内総住宅数を、建物調査票に移行するものでございます。ここでは統計審査官室から調査の効率化がどの程度図れるのかなどについての問題提起がなされまして、それに対して総務省統計局から資料3-2の別紙1を示しながらお答えをいただいたものでございます。

それらの点を踏まえまして御意見、御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。御質問、御意見ございませんでしょうか。建物番号の転記が省かれることとか、選別する必要がないということで、建物調査票にこれを組み入れたというものでございます。調査員の負担軽減ということかと思えます。よろしいでしょうか。御意見ございませんでしょうか。それでは、特に御意見ないようですので、これについて御了承をいただいたとさせていただきたいと思えます。

次に「(10)オートロックの別」と「(11)高齢者対応型住宅の別」について、設問の並びの順番を入れかえるというものでございます。これについて御質問、御意見のある方はどうぞお願いをいたします。望月専門委員、どうぞ。

望月専門委員 知らないことなのでお聞きするのですけれども、高齢者対応型住宅に当てはまる定義は何でしょうか。

平澤課長補佐 共同住宅を対象にしていまして、入口から段差なく各住宅の玄関まで行ける。高低差がある場合についてはスロープといった傾斜路が設置されている。エレベータの入口の幅が80センチ以上でエレベータの操作盤が車いす利用者に配慮した設計になっている。それから、共同住宅の廊下に段差がなくて、その幅も140センチ以上ある。ということが高齢者対応型住宅の定義づけでございます。

望月専門委員 共同住宅で段差がないというものは、住戸内のことではないですね。

平澤課長補佐 住宅内ではなく、共用の廊下等の段差で、各住宅の玄関のところまでです。

望月専門委員 住宅の入口がスロープだったりということで、外形的に見られるものという

ことですね。

平澤課長補佐 はい、概ねそうです。

津谷部会長 よろしいでしょうか。建物調査票ですので調査員さんに事前のトレーニングをなさって、高齢者対応型住宅が何であるのかということはよく承知していらっしゃると思います。

望月専門委員 ついでに、この前もお伺いしたのですけれども、いわゆるサービスつき高齢者専用住宅はまだパーセンテージがすごく少ないと思うのですが、そういったものは高齢者対応型住宅にももちろん入るとは思うのですけれども、別にそういうカテゴリーをとりだすことはないですか。

平澤課長補佐 施設ということであれば、この調査事項は共同住宅のみ記入ということですので、この調査事項自体は調査されないこととなります。共同住宅を借り上げてそのような住宅として取り扱っているということであれば共同住宅となりますので、実際にその要件が満たされているかどうかを確認します。

望月専門委員 ちなみにこれも聞きたいのですけれども、サービスつき高齢者専用住宅とされているものは、何に入りますか。賃貸住宅ですか、施設ですか。

平澤課長補佐 住宅の要件を満たしているかどうかにもよるかと思います。要件を満たしていなければ、例えば、施設と同様の扱いになりますし、住宅の要件を満たしているのであれば、どの部分で住宅の要件を満たしているかにもよりますので、一概にそういった住宅が何に該当するかというのは、調査員が見て回って判断するということになってくるかと思います。

望月専門委員 そうですか。多分きわどいのではないかという気がするのです。サ高住とされているものは、わざわざ賃貸住宅という名称にしているわけです。というものは、本来の施設とは違う概念になっていると思うのですけれども、そこら辺はこれからですか。

平澤課長補佐 そうですね。

望月専門委員 わかりました。

津谷部会長 では、「オートロックの別」と「高齢者対応型住宅の別」の設問の並びを入れかえることにつきましては、よろしいでしょうか。

廣松委員 それでいいと思います。それとは別に、揚げ足取りかもしれませんが、気になったのは、(9)と(10)に関して、本来あっては困ることなのですが、オートロック式で特に協力が得られなかった場合に(9)は答えられるのかなと思ったのですが。エレベータの有無等のところですか。

津谷部会長 つまり、調査員が協力を得られなかった場合、中のことがわからないのではないかとということですが、いかがでございますか。

平澤課長補佐 協力が得られず、全く中に入れないケースは、あまり想定はしたくはないと思いますが、もしその場合は、例えば、入口のドアがガラス張りのところであれば、エレベータの有無は判別可能な場合はあるかと思います。確かに防犯カメラの有無についてはわからない場合はあるかと思いますが、調査を実施する上では、中に入ることが前提だと思います。

津谷部会長 できる限り協力をお願いしていく以外にないかなと思います。オートロックにつきましても、これは近年全ての調査に対してなかなか協力が得られなくなっている。ただ、この住宅・土地統計調査は大変大事な基幹統計調査ですので、できる限り協力していただくように周知徹底をしていくということかなと思います。よろしいでしょうか。

廣松委員 全く別の質問ですが「(1)居住世帯のない住宅」の最初「一時現在者」という言葉は建物調査で今まで使ってきた言葉なのですか。

平澤課長補佐 そうですね。この区分は変えておりません。一時現在者のみの住宅というものは、実際に生活している住宅は別にあって、1日の特定の時間だけその住宅にいる時があるといった住宅を指しておりまして、居住世帯のない住宅の区分は従来どおりでございます。

廣松委員 わかりました。それについては当然調査員さん等は御存じだろうと思しますので、了解しました。

津谷部会長 この名称は継続して使われているということでございます。

では、もう一度確認になりますが「オートロックの別」と「高齢者対応型住宅の別」の入れかえは、御了解をいただいたものといたします。

個別の調査事項の審議は、1つ宿題をお願いいたしましたけれども、これで一応終わったわけでございますが、続きまして調査方法の変更の審議に入りたいと思います。審査メモの20ページを御覧ください。インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大と、これに対応するためのコールセンターの拡充につきまして、総務省の金子調査官から御説明をお願いします。

金子調査官 では、御説明いたします。

調査方法の変更につきましては、前回、平成20年調査において一部の報告者を対象にして利用可能にしていたインターネットによる報告方法というものを、全ての報告者を対象に利用可能とする。また、これに伴いましてコールセンターの拡充を図るということであります。

まずインターネットによる報告につきましては、前回調査において11都道府県15市、約8万世帯を対象として実施したということでありまして、今回調査では調査環境の変化等にも対応するという意味から、対象地域を全市町村に拡大するということでもあります。

これにつきましては調査の円滑な実施に資するということでも適当であろうと考えているところでもありますけれども、ただ、確認事項といたしまして、こういったインターネットによる調査をスムーズに実施するために、また、インターネットによる回答者をふやすという観点から、どのような対策を講じることとしているかという点について、確認が必要ではないかと考えているところでございます。

また、コールセンターにつきましてはインターネット回答方式の拡大を勘案して、都道府県における照会対応業務等が増加するということもあり、都道府県の事務負担の軽減を図るという観点から適当と考えているところではありますが、ただ、これも確認という意味で前回調査における日ごとの照会実績とか時間ごとの照会実績、また、うまくいった点や改善が必要と考えられた点、こういったものとしてどのようなものがあるか。さらに今回調査でこういった問題点も踏まえて、どのように取り組んでいく方針なのか。これらの点について確認が必要ではないかと考えているところでもあります。

関係の御説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

平澤課長補佐 調査方法の変更ということでございまして、今、確認がございましたインターネット調査をスムーズに実施するため、また、回答者を増やすためにどのような対策を考えているのかという御指摘があったかと思えます。

まずはインターネット調査のメリットとしましては、回答者が回答の入力途中で自動的に記

入漏れ等のチェックが行われ、完成度の高い調査票の作成ができるということ。また、それに伴いまして、地方における審査事務の軽減にもつながってくるかと思えます。このようなメリットから、統計局として積極的にこのインターネット調査を推進していきたいと考えております。

今回、インターネットによる調査の範囲を全市町村に拡大するといったことを踏まえまして、都道府県、市町村及び統計調査員の指導等に係る充実強化を図ること、また、インターネット調査に係る照会等の増加が見込まれますので、それに対応するためにコールセンターの拡充を図ることを考えております。

また、技術的なことではございますが、前は、PDFの調査票を1回ダウンロードして入力して送信するというやり方でしたが、今回は、HTMLの画面上に入力するという形式に変更することといたしますので、ダウンロードの手間を省くことなどで、報告者の負担の軽減にもつながり、記入者負担軽減の観点からも有効な策だと考えております。

さらに、今回、全市町村においてインターネットによる調査を導入するという事で、全国一律に利用促進に関する広報活動を行うことができます。インターネット回答率を増加させるための広報を積極的に導入することで、インターネット調査の推進について十分な広報を行った上で、積極的に対応していただくようお願いできるといったことも考えております。

次に、コールセンターの関係でございます。こちらにつきましては資料3-2の別紙2がございましたので、そちらで説明したいと思います。

前回の実施状況を見てみますと、コールセンターを設置したことによりまして、一元的に問い合わせ等を受け、回答するといった点から、調査の円滑化あるいは事務の効率化が図られたものとなりましたが、調査期日前後に世帯からの照会が想定以上に集中したといったことがありまして、当該期間は、実際に対応する席数が不足しまして、電話をかけても通じないといった世帯が多くなり、世帯に対しても迷惑がかりました。また、その場合の苦情等に対応するための地方公共団体における事務も煩雑になったというようなことがございました。

これは2枚めくっていただきまして、別添の2ページ目のところにグラフがございまして、9月16日から10月15日までの応答数等の件数をグラフにしたものでございます。これを見ますと9月29日、調査票の配布がなされ、土日の休みが明けた次の月曜日でございますが、この日の電話の件数が非常に多くなりまして、応答率を黄色い線で示してございますけれども、この日は応答率が37%となっており、3人に1人ぐらいしか応答ができないといった状況でございました。

1枚目の紙に戻っていただきまして、今回25年調査においては、前回のピーク時の応答実績を踏まえまして、期間を細分化するとともに席数を増やすといったことで、参考のところにありますとおり、特に9月19日から10月7日までについては席数を100席ということで、前回の席数よりも1.5倍ぐらい増やしまして対応するというように考えているところでございます。

それから、今回インターネット調査を含めて、調査票の提出に関するフォローアップを十分に行うといったようなことから、調査期間をこれまで10月15日までだったところを10月24日までに延長するという事を考えております。これに伴いまして、コールセンターの設置期間につきましても、10月27日まで延長するという事で考えてございます。10月27日というものは、ちょうど日曜日になっておりまして、世帯の方が家にいる時間が多い曜日までを1つの区切りとして設置してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

では、まず今、御説明がございましたインターネット回答方式の導入対象・地域の拡大についてでございます。審査メモ20ページです。利用できる対象となった地域が前回20年調査では一部に限られていたものを、今回の25年調査では全都道府県、全市区町村を対象とする。それでインターネットによる回答が可能となるというものでございます。

これについては統計審査官室から、インターネットによる回答率を上げるための対策などについての確認、問題提起がなされまして、それに対して統計局からお答えがあったところでございます。それらを踏まえまして御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 インターネット導入については、流れとしてはよく理解できるのですが、ここで確認したいのは、導入しなかった地区との間の比較について、基本的なものでもよろしいので何かおわかりのことはありますか。同じ年齢層の中で回答率がどうかとか、そういう基礎的なデータがありましたら教えてください。

津谷部会長 前回の平成20年調査でインターネット回答の対象となった地域と、そうでない地域で、例えば同じ基本的な属性、男性なら男性、女性なら女性のある特定の年齢層でインターネット回答ができた地域とそうでない地域で回答率に差があったのでしょうか。そういうデータをお持ちでしょうかという御質問でございます。

平澤課長補佐 そのようなデータは手元にはないのですが、前回実施したのがわずか15市でございまして、その15市におけるインターネットの回答率が5%弱ぐらいでした。そうしますと市全体で導入した地域としない地域で比較してみても、オンラインの回答の割合がそう高くないところがありますので、それによる影響がどれほどあったかというところまではなかなか明確に現れないと思われまして。ただ、実際に調査票ベースでの比較というものは、できるかもしれませんので、そういったところを含めて、今回は全国的に導入するということでもございますので、インターネットの記入状況等については今回精緻に見ていきたいと考えております。

津谷部会長 どうぞ。

白波瀬委員 基本的なところなのではございますけれども、これはオンラインでなくても回答できるというやり方なのですね。

平澤課長補佐 そうです。世帯の任意です。

津谷部会長 11都道府県15市でしか実施していなくて、その対象となった地域で5%ほどの人がオンラインで回答したということで、オンライン回答者数が少ないということで、それをさらに性別、年齢層でスライスをしていくと、統計的に安定的な値が得られないということかなと思いますが、今回は全都道府県、全市区町村を対象にしますので、どれぐらいの割合の回答者がオンラインで回答されるかわかりませんが、これは確実に相当数、全国規模で見るとは上がってくるかなと期待されるものであるかと思っております。

ただ、このインターネット回答方式の対象を全ての地域に拡大することにつきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

廣松委員 私は基本的な方向性としては良いと思っております。ただ、平成20年のときの国勢調査の1つの反省というか教訓として、自由にするとオンラインで回答した人のところにまた催促

が行ってしまうというような、何か少し混乱が起こり、地方自治体ではかえって事務的な煩雑さが増したということです。その辺は十分注意をしていただければと思います。1つの方法としては事前にオンラインで答えてもらう人には答えてもらって、その後、そうでない人に調査票を送るという方法もあるということです。そのような方法について十分御検討いただければと思います。

津谷部会長 インターネットによるオンライン回答、オンライン調査というものは、中長期的な趨勢であろうと思います。ただ、その経過、プロセスの中でいろいろな試行錯誤、問題が出てきたりしまして、先ほどのインターネットで答えるからとっておきながら答えないで、後で何度も市区町村の担当者が連絡をしたりという手間、負担があったということは国勢調査においても聞いております。今回はインターネットで回答するのか、調査員から調査票をもらって回答するのかということを選択できるということです。とにかくどれかの方法のできる限りの回答をしていただくということを目指しながらも、回答者負担もそうですけれども、調査員や市区町村の負担も考えて御対応をお願いしたいと思います。あらかじめいろいろなことを想定して準備をしていただいて、今度は全都道府県、市区が対象になるということで、国勢調査も前は東京都だけでしたが、次回の国勢調査は全地域に拡大をされますので、そういう意味でもこれは大変大事なことかなと思います。調査にもよりますが、このオンライン調査の導入も大変重要かつ有用なものと考えますので、その点の準備をどうぞよろしくお願いをするということで、これはお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 では、御了承をいただいたものとさせていただきますと思います。

次はコールセンターの拡充についてでございます。これは先ほどのインターネット回答方式の導入対象及びその地域の拡大と関連をしていることでございます。ここでは先ほど統計審査官室からコールセンターの設置運営等についての確認、問題提起がなされまして、それに対して統計局から資料を示していただきながら御回答をいただいたものでございます。それらの点を踏まえまして御意見、御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 繰り返しですけれども、インターネットでの回答を導入する方法は賛同するのですけれども、やはり過渡期において煩雑な事柄がでてくると思います。そういう意味で、新しい方法の導入にあたっての問題点についての反省、あるいは吟味をしっかりとやっていくことが必要だと考えます。それは多分国勢調査での場合も含めて、複数の調査方法の導入という共通の部分もあるかと思っておりますので、コールセンターの数だけを挙げるというよりも、改善に向けての具体的な方策を検討することが望ましいと思います。調査方法にあたってのマニュアルの更新においても現場の方々からの声を受け止めて、連絡を密にさせていただくほうが良いかなと思います。この点、部会長と同じことなのですけれども、準備のほうをよろしくお願いいたします。

津谷部会長 十分な対応をしていただくようお願いいたします。恐らくコールセンターに電話をかけられる方は、回答する意志のある世帯だと思いますので、そのような方が何回も電話をしたけれども、つながらないというのであきらめられてしまうことになる、これは大変残念なことになります。今回はオンライン回答対象地域を全都道府県、全市区町村に拡大するため、今から予想できないようなこともきっと起こってくるかと思うのですけれども、臨機応変

かつ弾力的な対応、そして十分な想定と準備をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それをお願いして、この件についても御了承をいただいたとさせていただきたいと思います。

それでは、次に集計事項の変更についての審議に入りたいと思います。審査メモ22ページを御覧ください。調査事項の変更等に伴い、新たに作成される結果表の案につきましては、第1回目の部会の終了後に事務局から委員、専門委員の皆様にご電子メールにてお送りをして、御確認をいただいたかと思っております。その結果、特に新たな御意見等は寄せられていないということですので、原案どおりで了承をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、御了承いただいたとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、特記事項のうち、前回審議できませんでした東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等に関する審議に入りたいと思います。審査メモの24ページを御覧ください。総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 東日本大震災の関係でございますけれども、まず概況的なことを申し上げますと、一昨年の東日本大震災で被害を受けた岩手、宮城、福島といった地域においては、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされている方々が多数おられる。具体的には昨年11月に復興庁から公表された資料によりますと、昨年10月1日現在で今、申し上げた3県以外にも、若干ほかの県も含めまして全国7県で今、仮設住宅というものが設けられているそうですが、その住宅数は約5万戸、入居者数は約11万4,000人ということだそうであります。

こういったことから本調査の実施に当たりまして、仮にこうした仮設住宅の入居者の方々を調査対象となった場合には、そういった心情等への十分な配慮が必要ではないかと考えているところでございます。こうした観点から、私どもとしては幾つかの点について確認する必要があるのではないかと考えているところであります。

まず1点目は今回の調査において、調査対象に仮設住宅入居者がどれだけ当たると見込んでおられるのかということです。仮に仮設住宅入居者が当たる、もしくは可能性があるといった場合には、2点目として、本調査においてこの調査対象に仮設住宅入居者を含める必要性は何か。いわゆる仮設住宅入居者を含めて調査を実施した結果といったものが、被災地にどのように有用なデータになるのかということです。

3点目として、調査実施者において調査区とか標本の抽出、調査方法といった点において被災者や地方の実査機関への配慮という点で、何らかの対応策を講じることを予定されているかどうか。

4点目といたしまして、仮設住宅の入居に当たっては地元の自治体等に入居申請といったことが必要になるかと思っておりますが、そういった入居申請の情報とか、その他行政記録情報。また、通常仮設住宅の構造は、地域一律ですから、行政記録情報により住宅の構造もわかるということで、そういった情報をどのように活用することを考えているのか。

また、こういったことも踏まえて調査実施者において被災県と何らかの協議を行っているかどうか。行っているとすればどのような内容か。

最後に、これは昔の話ですが、過去に阪神大震災という大きな災害があったわけですがけれども、その際の直近の住宅・土地統計調査において仮設住宅入居者が調査対象に含まれていたかどうか。含まれていたとすれば、その調査結果というものは、防災等の面でどのように活用されたか。こういったような点について確認する必要があるのではないかと考えているところ

であります。

この関係では以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いします。

平澤課長補佐 それでは補足で説明させていただきます。

資料3-2の7ページ、下の特記事項でございます。一番下の回答のところでございますが、まず仮設住宅の対応のみならず、東日本大震災の被災地域、特に被害が甚大でありました被災県3県を対象に、調査方法について考えてみたところでございます。

まず調査区の抽出でございますが、被災地域の状況を偏りなく適切に把握するといった観点から、東日本大震災の被災地域に係る層を新規に設定いたしました。まず調査員が調査活動を安全に、かつ自由に行えない地域をあらかじめ対象から除外してございます。

8ページ、層 ~ という設定になっておりますが、まず、浸水地域で住宅が全壊してしまったような住宅が多い調査区については、抽出率を従来の抽出率の2分の1にしております。続いて、仮設住宅のある住宅についても被災者の心情等に配慮して、仮設住宅のある調査区で層を設けまして、従来の抽出率の2分の1にしております。ですので、まず調査区の抽出において過度の仮設住宅が当たらないような標本設計を行っているところでございます。

2番目の調査方法についてでございますが、こちらにつきましては前回の部会の資料2「仮設住宅に対する調査の実施について」というペーパーはお手元でございますでしょうか。この資料で今、金子調査官からお話のあった部分についての指摘がなされております。

回答としては、仮設住宅に居住している被災世帯の居住実態及びその変化を把握することが目的です。住宅の数自体は調査する必要性は低いかもしれませんが、仮設住宅に居住している世帯の居住実態、それから、その変化を把握するという統計ニーズは非常に重要だと考えておりますので、仮設住宅に入居する世帯に対しても調査を実施することとしております。

ただし、調査事項の中には、現住居への入居時期あるいは前住居、居住室数、広さ、建築時期等、あらかじめ仮設住宅を建てた行政側で把握できるような調査事項もありますし、入居者の心情に影響を及ぼすおそれがある事項も含まれていることでもございます。統計局としましてそういった世帯への十分な配慮が必要であると考えてございまして、これまで調査方法については昨年3月から被災3県及び関係市町村と、仮設住宅入居者の心情に配慮した具体の調査方法について協議を行ってきたところでございます。そのことを踏まえ、市町村の状況に応じてここに書いてあります以下の方策を活用して、調査を実施する予定と考えております。

まず代理申告ということで、調査員が世帯の方に質問することによる調査、あるいは市町村職員、指導員の随行による調査。また、仮設住宅入居者に協力を依頼して、仮設住宅に入居している世帯の中から調査員を任命していただいた上での調査。あとは冒頭申しましたとおり、市町村が所有する行政記録等によるデータの補完といった手法をそれぞれ組み合わせまして、地方公共団体とも協議をした上で上記の調査方法等にて調査を行っていただくことを考えております。

それから、阪神・淡路大震災で仮設住宅を調査対象としたかどうかといった御質問がございましたが、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災後に行いました平成10年の住宅・土地統計調査においても、仮設住宅を調査対象として調査をしているところでございます。こちらについては、特段、仮設住宅に特化した結果は出していないところではあるのですが、実際、調

査票の利用等に関しましては現在で言うところの二次利用等で利活用されておりますし、人口の移動の推移を捉えるといったことで、特に住宅の数というよりは世帯数あるいは人口を捉えるといったことで活用はされてきております。

今回の仮設住宅に対する調査につきまして、どれほど有用な結果を今後出せるのかといった御質問があったかと思いますが、実際、東日本大震災後、住宅・土地統計調査の調査時点は2年半後となりますが、やはり世帯の居住状況あるいは形態が大きく変化していることが考えられるかと思いますが、その後の変化を捉えまして震災後の状況をあらかず統計資料を作成するという役割としては、この住宅・土地統計調査が担っている部分は大きいと思います。

また、国勢調査の翌年の大震災ということで、国勢調査はその約5年後になりますが、それまでの間の世帯の変化を捉えるという中間年の調査という位置づけもあるかと思いますが、特にこれらの指標については仮設住宅に居住している世帯の被災前後の居住状況を比較して住生活の実態を明らかにする。あるいは仮設住宅に居住している世帯の居住水準を明らかにする。また、世帯の構成あるいは居住環境等の実態から住生活上の利便性を明らかにするといったことが、この統計結果を利用して活用できる方策と考えてございます。

以上です。

津谷部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、これらにつきまして御意見、御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。問題提起がなされ、それに対するお答えがあったわけですけれども、白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 また負担になるかもしれないのですが、抽出率を2分の1にしても調査対象者になる方はいらっしゃいます。そこで、仮設にいて対象者になられた方については、簡単な追加的な仮設住宅に関する基礎的な調査ができないものかと考えました。もちろん、予算的な面から適当でない意見なのかもしれないのですが、せっかくの機会というふうに思いました。さらに、配慮という意味では気持的には通り一遍のというよりも、仮設での現状を把握させていただきたいという形をお願いをしたほうが、気持的には受け入れられやすいかなと感じました。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございました。

これは1,156住戸、世帯が仮設住宅に入居する調査対象数となっているということで、この仮設住宅に入居する住戸、世帯を対象に仮設住宅特有というか、それに特化したような調査項目を追加することは可能なのかということと、率直に答えていただく、ストレートに切り込むほうが良いのではないかという御意見だったかと思いますが、特に最初のほうについていかがでしょうか。

平澤課長補佐 そうですね。現状は特に別な調査は考えてはおりません。やはり調査事項を増やすところで世帯に負担を与えることもございますし、あとは各統計調査、去年であれば就業構造基本調査、今年であれば住宅・土地統計調査と、各調査でできる範囲で極力、世帯の負担とならぬよう調査をしていこうというところかと思いますが。

また、統計調査以外の調査というところでは、一部の行政機関や大学の研究機関等で独自に仮設住宅に対する調査を行っているようにも聞いておりますので、個別の政策に係る部分については別の調査になるのではないかと思います。

津谷部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

望月専門委員、御意見ございますか。

望月専門委員 これも確認なのですけれども、そうすると住宅・土地統計調査として調べなければいけないことというのは、この仮設住宅利用者にとってみると、被災前の居住、20年から23年の間の実態ということで良いのですか。

平澤課長補佐 そうですね。世帯全体の情報としまして、例えば世帯構成とか年収、就業の状況などございます。それから、今、お話がありました前住居の状況では広さも調べますので、現状との比較ということで、どれほどの変化があったのかということころは、前住居に関する調査事項と現住居に関する調査事項との結果を比較することで、一定程度把握できると考えております。

望月専門委員 要するに被災した人は20年から23年の間に住んでいた話と、23年から25年の調査の間で仮設住宅に移った話があるわけですね。統計調査としては25年時点のストックの状況ではなくて、そこは被災のところは戻って23年のところ、そういうわけにはいかないですね。

平澤課長補佐 25年の現住居の状況を調べます。調査事項の中に前住居というのがありますので、被災前の状況を書いていただきます。

望月専門委員 前住居というものは、被災前の状況ということで、それは前住居ということ。

平澤課長補佐 そうですね。東日本大震災により転居した方については調査事項のところでも触れましたけれども、前住居については被災前の住居を記入していただくことに今回しております。

望月専門委員 前住居は被災前の住居ということですね。

平澤課長補佐 そうです。現住居としては仮設住宅に住まわれている時の状況を記入していただくこととなります。

望月専門委員 わかりました。

津谷部会長 よろしいでしょうか。

そのほか御意見、御質問ございますか。濱専門委員、どうぞ。

濱専門委員 2点ありまして、恐らくこの1,156戸が想定される方というものは、後で仮設住宅に住んでおられた方の回答というものは、抽出できるようになるわけですか。

平澤課長補佐 そうですね。データ上は二次利用といったこともありますので、仮設住宅の調査票なのかどうかということを区別するためのフラグを立てます。

濱専門委員 もう一つは、いわゆる震災を受けた方で転居をされているという、いろんなケースがあると思うのですけれども、仮設住宅と同じように今、7万戸近くのみなし仮設に住まわれている方がいらっしゃるともいわれております。持ち家か賃貸かの別には恐らく選択肢が出てこないような可能性も、賃貸は賃貸なのでしょうが、いわゆる同じように仮設住宅と言われる、みなし仮設なんて仮設ではないのですけれども、津波で流されてどこかに入らなければいけない。同じように家賃がただ、ないしは補助を受けて住まわれている。そういう意味では片方は1,000戸ぐらいは仮設の人に調査します。残りはその他に埋もれてしまうという部分が心配です。

平澤課長補佐 そうですね。あらかじめ、そこに住まわれている地域がわかれば、調査区の抽出の際にある程度考慮できる部分はあるのですが、やはり点在しているところもございまして、いわゆる民間借上型の仮設住宅については、事前に抽出の段階で考慮することはできませんので、調査にたまたま当たって配られたら調査票に書いていただくということになってしま

います。

濱専門委員　そういう意味ではコールセンター含めて、ケアをしっかりといただければと思います。

津谷部会長　ありがとうございます。

確かに居住区域というのがあらかじめ特定できないということで、サンプリングの際にそれを考慮することはなかなか難しいのですが、コールセンターその他、調査員その他の方々のトレーニングも含めまして対応をお願いしたいと思います。

では、この件につきまして御了承をいただいたとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長　時間も若干超過をしておりますので、本日の審議はここまでとさせていただきます。委員、専門委員の皆様方の御協力によりまして、効率的な審議を行うことができました。ありがとうございました。その結果、審議予定事項を全て今回の部会で終わることができました。予定をしておりました審議が全て済みましたことから、審議の状況を踏まえ、事務局に対して答申案の作成をお願いしたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして金子調査官から御連絡をお願いいたします。

金子調査官　次回の部会につきましては、第1回目の部会でお知らせしたように、1月28日月曜日の10時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

また、答申案の作成につきましては今、部会長から御指示いただきましたので、事務局におきまして部会審議を踏まえまして、部会長と御相談しながら答申案を作成したいと考えております。

答申案につきましては委員、専門委員の皆様方に電子メール等によりまして御連絡を差し上げまして、また御確認、御意見等をお願いすることになるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

資料につきましては従前と同様、必要なもののみ持ち帰っていただきまして、その他のものは、机の上に残しておいていただければ結構でございます。

以上であります。

津谷部会長　ありがとうございました。

本日の部会の結果概要は、1月25日金曜日に開催が予定されております統計委員会で、私のほうから御報告をいたします。

なお、結果概要については事務局から整理ができ次第、別途御照会をいたしますので、御対応のほどよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして本日の部会は終了といたします。長時間の御審議ありがとうございました。